

# 序章

## 1. 景観への取組

北上市は、平成 7 年 3 月に「北上市景観形成基本方針」で、将来の魅力ある北上の景観についての基本的な考え方をまとめました。その中で、市民や行政、企業それぞれが景観への理解を深め、北上らしい景観を「守り、創り、育てる」ための活動を進めることが重要であるとし、人々の意識へ働きかけるような景観形成施策を推進することとしました。また、平成 23 年 3 月に策定した「北上市総合計画」において、まちづくりの目標の一つに「誰もが快適に暮らし続けられるまちづくり」を掲げ、快適な暮らしができる環境をつくるための方針の一つを「美しい景観を守り、創り、育てる」としています。

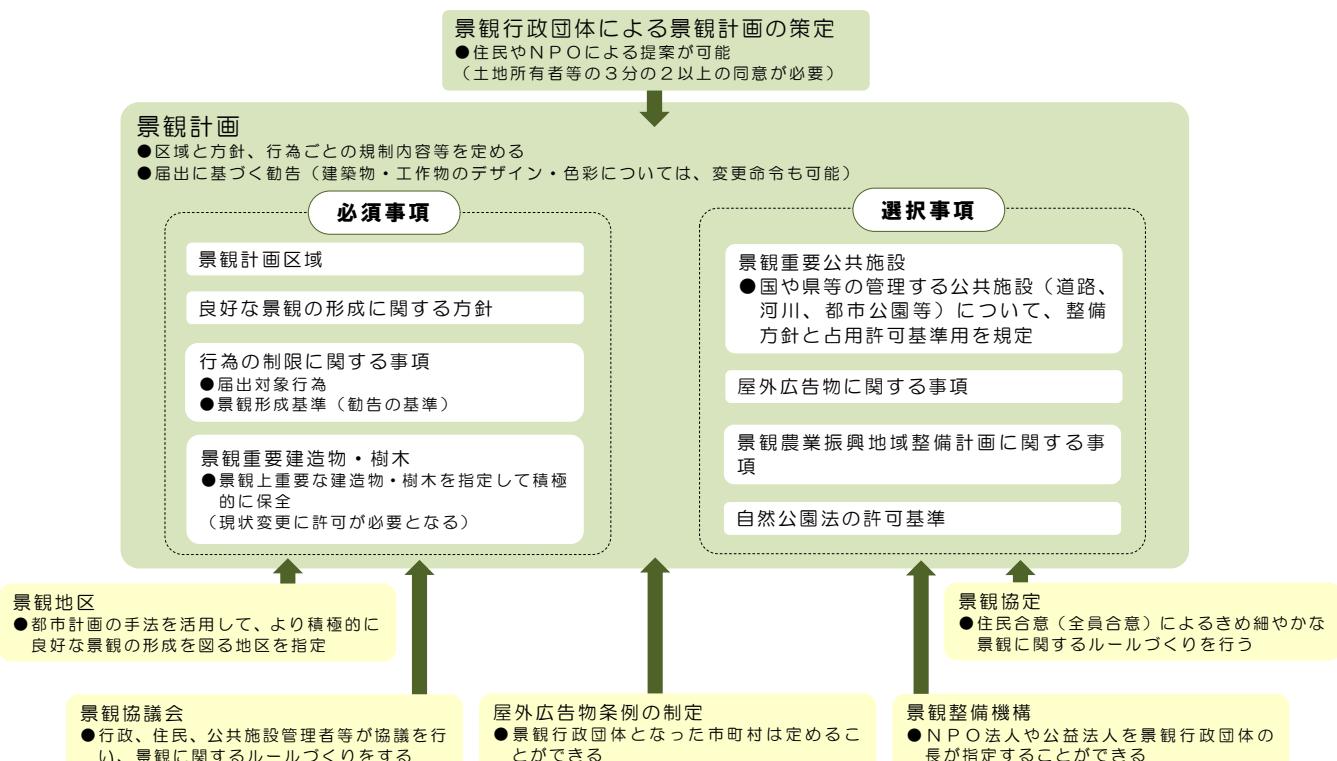
また、全国の地方自治体においても景観に関する取組を積極的に進めており、そうした中で、国は良好な景観の保全と形成を促進することを目的に、平成 16 年 6 月に景観法を制定しました。この景観法を活用することによって、地方自治体はより地域の実情に即した景観形成施策を進めることができとなりました。

北上市は優れた景観を育み継承し、新たな価値ある景観を生み出すため、平成 18 年 10 月 1 日に景観法に基づく景観行政団体となり、平成 21 年 9 月に景観計画を策定し、様々な景観施策に取り組んできました。今回、策定から 9 年余りが経過する中で、社会情勢の変化等、策定時に想定されていなかった事例を再検討する必要が生じたことから、見直しをするものです。

## 2. 景観法について

景観法は、都市や農村漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律です。

景観計画は、景観行政団体が景観に関するまちづくりを進める基本的な計画として、景観法に基づき、良好な景観形成のための方針や、行為の制限に関する事項、景観形成上重要な公共施設の整備の方針等をまとめた計画です。



**景観地区**  
●都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地区を指定

**景観協議会**  
●行政、住民、公共施設管理者等が協議を行い、景観に関するルールづくりをする

**屋外広告物条例の制定**  
●景観行政団体となった市町村は定めることができる

**景観協定**  
●住民合意（全員合意）によるきめ細やかな景観に関するルールづくりを行う

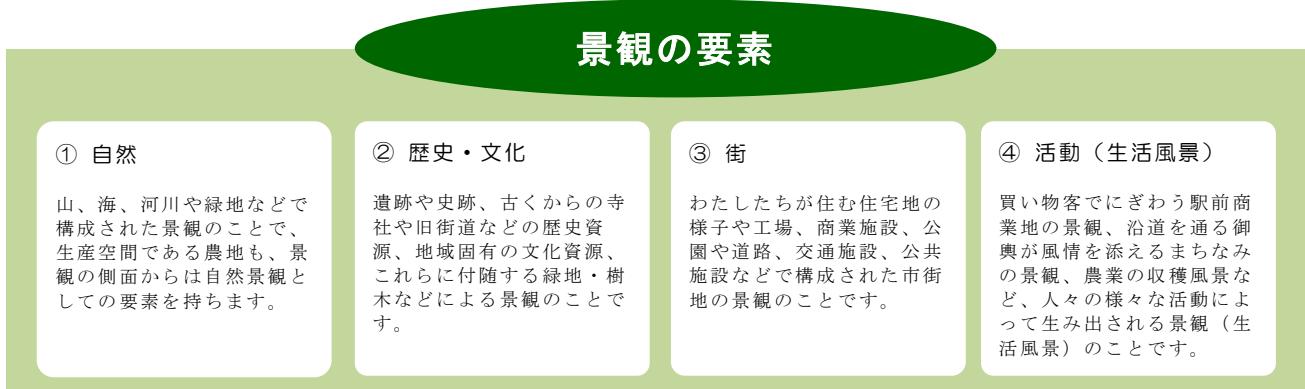
**景観整備機構**  
●NPO法人や公益法人を景観行政団体の長が指定することができる

### 3. 景観について

#### ●景観とは

景観は「人間をとりまく環境の眺め」だと言われています。

私たちの周りにある自然や建物など目に見えるものだけではなく、音や香り、地域の歴史や文化、生活がかもし出す雰囲気など、様々な要素で構成された、まちや地域の表情を意味しています。これらは、長い歴史の中で人々の活動の積み重ねによって創られ、継承されてきたものです。このことから、景観は、そこに暮らす人々の営みが映し出されたものであり、まちづくりの取組の成果であるといえます。



#### ●景観形成の効果

景観は私たちが主体的に取り組むことができる「まちづくりの道具」といえます。地域に暮らす一人ひとりが景観を創り、保全していくことは、地域の魅力を高め、「住んでよかった」「住んでみたい」と思えるような、愛着と誇りのもてるまちづくりにつながります。また、良好な景観は、環境や生活の質を豊かにするだけではなく、そのことによって生活者や来訪者、帰省者に心地よいイメージを伝え、観光などによる交流人口や移住人口の増加にもつながり、地域経済の活性化にもつながっていきます。



今、北上らしい景観づくりが求められています。

#### 4. 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に基づく景観計画として定めるものです。「北上市総合計画」に即し、まちづくりの目標を景観の視点から実現させるための施策を総合的に示しています。また、都市計画マスター プランやその他の関連計画への適合や調和を図りながら、一体となってまちづくりを推進する役割を果たします。

